

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年三月二十一日

広島県人事委員会

委員長 加藤 誠

広島県人事委員会規則第四号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和四十三年広島県人事委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

別表第一知事部局の部中

保健所	所	長	三	種
-----	---	---	---	---

を

保健所	所長（西部、東部）	二	種
	所長（その他）	三	種

に

大阪情報センター	所	イノベーション推進監	長	三	種
----------	---	------------	---	---	---

を

大阪情報センター	企業立地	監	二	種
	所	長	三	種

に

農業技術大学校	校	長	四	種
---------	---	---	---	---

を

農業技術大学校	校	長	三	種
---------	---	---	---	---

に改め、

同表教育委員会の部中

秘書広報室長	職員給与室長	を	秘書広報室長	職員給与室長
--------	--------	---	--------	--------

に改める。

別表第二（医療職給料表（一）の表中

四	級	三	種	九万円
---	---	---	---	-----

を

四	級	一	種	十四万円
		二	種	十一万五千円
		三	種	九万円

に改める。

別表第二（医療職給料表（二）の表の次に次のように加える。

チ 医療職給料表（三）

六	職務の級	四	区分	種	五万円	管理職手当の額
---	------	---	----	---	-----	---------

附 則

この人事委員会規則は、平成二十五年四月一日から施行する。